基本的事項

序章　基本的事項

1　都市計画マスタープランの位置づけと役割

（1）　都市計画マスタープラン策定の背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映して策定するものです。

現在、我が国は、従来の人口増加と都市の拡大を基調とした都市化社会から、安定・成熟した都市型社会へと移行し、地方都市や中山間部では、少子高齢化の一層の進展により、本格的な人口減少社会を迎えています。さらに、頻発する自然災害、地球環境問題の深刻化、経済のグローバル化、高度情報化、地方分権社会への移行などにより、人々の価値観やライフスタイル、地域経済に大きな変化が生じています。

こうした転換期にあって、本市のこれからのまちづくりには、長期的・広域的な観点から都市の将来像や整備方針を明確かつ計画的に進めることが求められます。また、市民・事業者・NPO・行政など多様な主体が参画・協働して、そこで暮らす市民の視点に立って、生活環境の充実や地域の個性を生かしたまちづくりに取り組んでいくことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、本市の最上位の計画である養父市総合計画を基本に、より具体的な生活環境の改善方針として、都市計画マスタープランを定めます。

（2）　都市計画マスタープランの役割

本市の都市計画マスタープランは、以下のような役割を担います。

① 養父市の現況や市民の意向、総合計画などの上位・関連計画にもとづき、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの基本理念や都市の将来像を明示します。
② 都市の将来像に基づき、総合性・一体性を確保した都市計画の基本方針とします。
③ 将来の都市像や都市づくりの目標を市民に示すことで、まちづくりに関する住民の理解や具体の実現化の方策を協働で進める指針となります。
④ 個々の土地利用規制や各種事業の決定、変更の指針となります。

（3） 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の最上位の計画である「養父市総合計画*」と、兵庫県が定める「広域都市計画基本方針（但馬地域）」及び「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即して定めます。

この都市計画マスタープランに基づき、個別の都市計画、各種都市基盤施設等の整備計画、中心市街地活性化などの関連した取り組みを進めていきます。

都市計画マスタープランの位置づけ

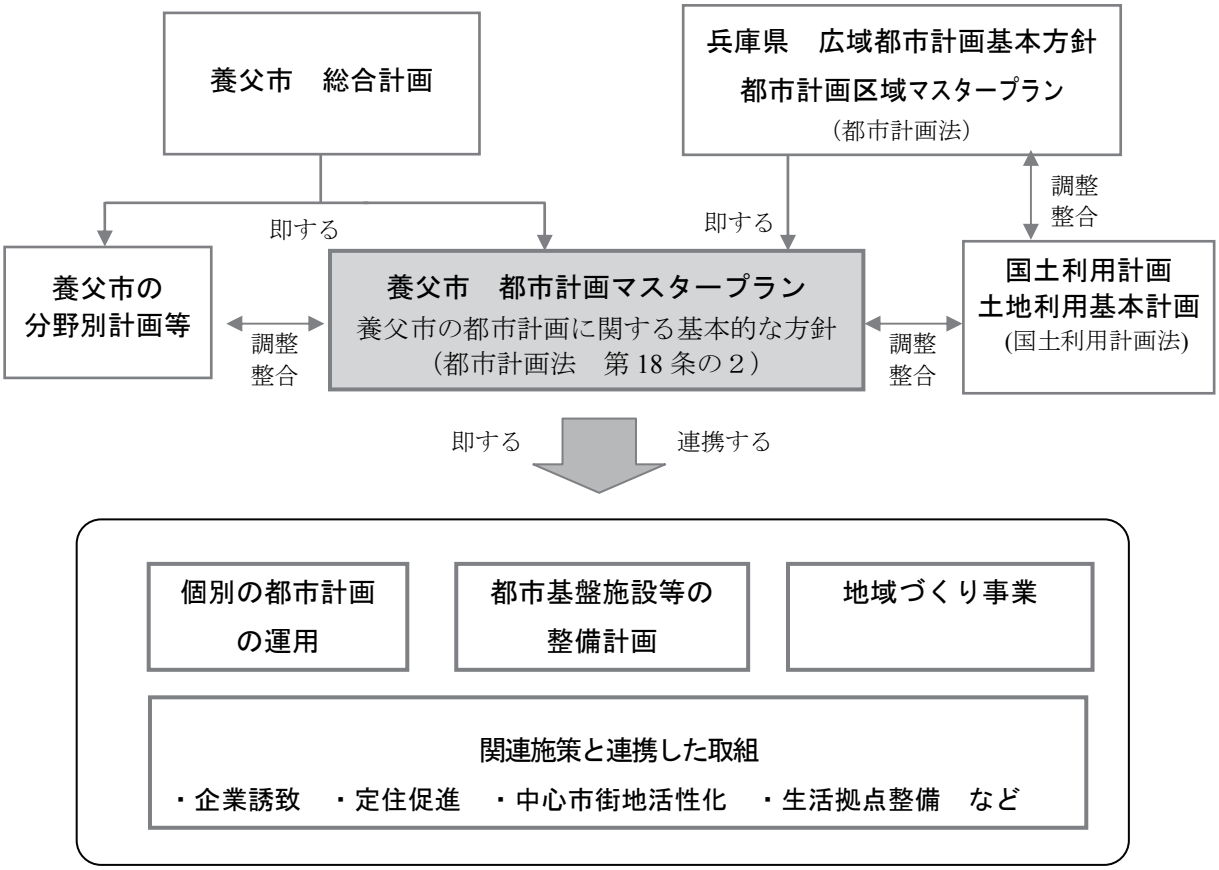

2 都市計画マスタープランの構成と目標年次

（1） 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの対象は、都市計画区域*が基本となります。本市では、現在、八鹿地域のみが都市計画区域*に指定され、それ以外は都市計画区域外となっていますが、全市で一体的にまちづくりを推進していくために、全市的観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要があることから、市全域について都市計画マスタープランを策定します。

本市都市計画マスタープランは、「全体構想編」、「地域別構想編」、「実現に向けた方策編」で構成します。

「全体構想編」では、都市全体の将来の目標像や都市づくりの目標、都市構造のほか、土地利用や都市施設等のあり方などを示します。

「地域別構想編」では、4つの地域ごとに、まちづくりの目標や取り組みの方向などを示します。

「実現に向けた方策編」では、全体構想及び地域別構想に基づく都市づくりを推進するための方策や都市計画の運用方針などについて示します。

養父市都市計画マスタープランの構成

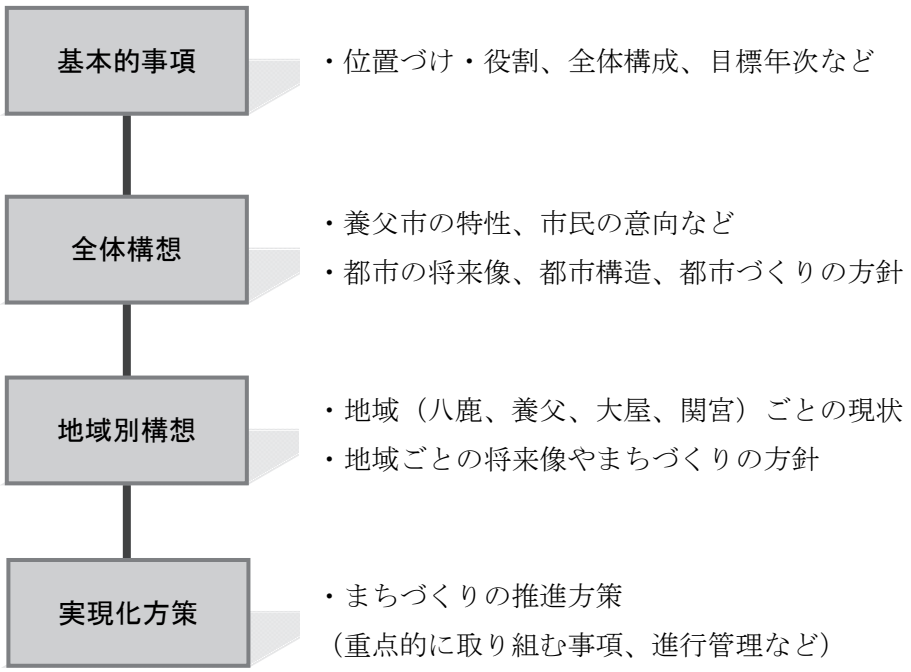

（2）　目標年次

本マスタープランは、平成24年度から、概ね20年後の都市の姿を展望しながら、平成33年度（2021年度）を目標年次とします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、養父市総合計画*、都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

（3）　地域の区分

本マスタープランにおける地域とは、旧町の範囲を1つの地域とします。

注）「地域」より小さな単位を「地区」と表現します。